



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL https://tax-aozora.com

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる紅葉。昼夜の気温差が大きいほど、美しくなるそうです。今年の紅葉はどのように楽しめますか？掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問合せください。

変わる 令和6年分の年末調整関係書類

定額減税をはじめとした改正により、令和6年分の年末調整関係書類が変わりました。国税庁サイトで公表されている令和6年分の年末調整関係書類のうち、主な変更点を確認します。



変更された年調関係書類◆

主な変更内容は、次のとおりです。

(1) マル基配所に記載欄が追加

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書が兼用となっている書類(マル基配所)に、“年末調整に係る定額減税のための申告書”が加わり、《令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書》とされました。

次の申告書それぞれに、年末調整で適用する定額減税の記載欄が追加されています。

基礎控除申告書(一部抜粋)

○ 控除額の計算		定額減税対象	区分Ⅰ
控除額	所得金額		
<input type="checkbox"/> 900万円以下	(A)	48万円	基礎控除の額 円
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下	(B)		
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下	(C)	32万円	本人定額減税対象 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下	(D)		
<input type="checkbox"/> 1,805万円超 2,400万円以下		48万円	
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下			
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下		16万円	

配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(一部抜粋)

分Ⅱ		配偶者控除の額	
所得金額の見積額(1)と(2)の合計額(※印の金額)	控除額	配偶者特別控除の額	配偶者定額減税対象
119万円超 129万円以下	10万円	10万円	<input type="checkbox"/>
119万円以下 129万円超	10万円	10万円	
129万円超 139万円以下	8万円	8万円	<input type="checkbox"/>
129万円以下 139万円超	8万円	8万円	
139万円超 149万円以下	6万円	6万円	<input type="checkbox"/>
139万円以下 149万円超	6万円	6万円	
149万円超 159万円以下	4万円	4万円	<input type="checkbox"/>
149万円以下 159万円超	4万円	4万円	
159万円超 169万円以下	2万円	2万円	<input type="checkbox"/>
159万円以下 169万円超	2万円	2万円	
169万円超 179万円以下	0万円	0万円	<input type="checkbox"/>
169万円以下 179万円超	0万円	0万円	

(2) マル保の記載欄削除

給与所得者の保険料控除申告書(マル保)では、これまで設けられていた【あなたとの続柄】欄が、すべて削除されています。

(3) 令和7年分マル扶のレイアウト変更

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)の右上に空白が設けられました。簡易な給与所得者の扶養控除等申告書(以下、簡易な申告書)として利用できるよう、レイアウト変更されたことによるものです。

簡易な申告書◆

(1) 簡易な申告書の創設

納税者利便を向上させる観点などから、令和5年度税制改正により、簡易な申告書が創設されました。

令和7年分から、マル扶に記載すべき事項が前年に提出した内容から異動がない場合には、すべてを記載したマル扶ではなく、最低限の記載をした申告書(簡易な申告書)とすることができます。

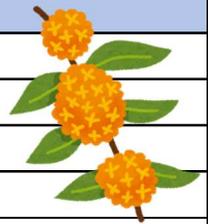
(2) 異動の有無の判断

たとえば記載されている住所又は居所の移転、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の変動、寡婦や障害者などの該当又は非該当などだけでなく、氏名の変更、年齢の変動による控除区分の変動なども「異動した」こととなります。裏面に続く

()上記申告書及び「扶養控除等(異動)申告書」に同一生計配偶者や扶養親族(いずれも居住者に限る)を記載していれば、年末調整で定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要はありません。

お仕事カレンダー

11月11日(月)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限 (10月分)
11月14日(木)	継続・有期事業概算保険料延納額の納付日 (第2期分 口座振替を利用する場合)
11月15日(金)	所得税の予定納税額の減税申請 (第2期分のみ) 提出期限
11月30日(土)	健康保険・厚生年金保険料の支払期限 (10月分) (12月2日期限)
	所得税の予定納税額の納期限 (第2期分) (12月2日期限)
	個人の事業税納期限 (第2期分) 各都道府県の条例で定める日まで (12月2日期限)
	9月決算法人の申告・納税、3月決算法人の予定納税申告・納付期限 (12月2日期限) (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下)
	3・6・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (12月2日期限) (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)



例・年齢の変動による控除区分の変動

控除対象扶養親族A
生年月日：平成18年5月5日

上記例の場合、令和7年分のマル扶を提出するにあたり、その前年の令和6年分ではAは特定扶養親族ではありませんが、令和7年分では特定扶養親族に該当します。このように控除対象扶養親族としては変わらないものの、年齢が変動することによって控除区分が変わるため、異動したことになります。よって、**令和7年分では簡易な申告書を提出することはできません。**

他方、前年分のマル扶に記載されている源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の所得の見積額については、その年分の見積額に変動が生じて、対象となる所得金額以下であれば異動がないものとしてすることができます。

例・年齢の変動による控除区分の変動

源泉控除対象配偶者B
令和6年分の所得の見積額 30万円
令和7年分の所得の見積額 40万円の場合

上記例の場合、見積額が30万円から40万円に増額しても、源泉控除対象配偶者の所得要件である95万円以下であるため、異動がないものとして取扱うことができます。

なお、異動の有無は、対象者に前年分のマル扶のデータ又は写しを交付するなどして確認してもらうことになります。対象者が判断を誤って簡易な申告書が提出された場合には、改めてすべての事項を記載したマル扶の提出を求めることになります。**特に年齢の変動による控除区分の変動は見落としがち**です。給与等の支払者は、提出を受けたら早めに確認しましょう。

(3)記載事項

簡易な申告書における記載事項は、次のとおりです。

○簡易な申告書の記載事項

申告書を提出する本人の
氏名
個人番号(記載不要の場合は不要)
住所又は居所
前年から異動がない旨

これらを以下記載例のようにマル扶に記載して提出することで、簡易な申告書を提出したものとすることができます。

○簡易な申告書として提出する場合のマル扶の記載例

所得者の扶養控除等(異動)申告書		あなたの生年月日	
(フリガナ) あなたの氏名	セマト タロウ 大和 太郎	年	月 日
あなたの個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	世帯主の氏名	
あなたの住所 又は居所	(郵便番号 000-0000) 東京都千代田区〇〇丁目3番△マンション802号	あなたとの続柄	
		配偶者の有無	有・無

扶

前年から異動なし

()個人番号の記載が不要な場合には、個人番号の記載は不要。

(4)添付書類

勤労学生控除の適用を受けるための証明書類や、国外居住親族に係る各種証明書類については、簡易な申告書を提出していても提出又は提示する必要があります。

提出を受けた側の対応◆

給与等の支払者は、この簡易な申告書の提出を受けた場合には、基本的には前年に提出を受けたマル扶に記載された事項がその簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行います。連年簡易な申告書の提出を受けた場合でも、同様です。最後に提出を受けたすべての事項を記載したマル扶を確認できるようにしておく必要があります。ご注意ください。

参考：国税庁HP「簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ(源泉所得税関係)」 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-130_01.pdf



お 仕 事 備 忘 録

- 1. 年末調整の準備...**年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。年末調整の申告書回収をすすめる前に、変更点を整理し、従業員からの問い合わせに対応できるようにしておきましょう。申告書の提出忘れや証明書の添付もれなどが無いように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。今年の年末調整では、定額減税の年調減税事務の対応も必要となります。特に扶養の異動状況について確実に把握できるよう、従業員に事前周知しましょう。年末調整を電子化している企業も増えてきています。電子化することによる業務効率化のメリットは大きいので、紙の申告書で年末調整を行っている企業では、電子化への切り替えを検討するのもよいでしょう。
- 2. 年末賞与の支払準備...**今月は、冬の賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。
- 3. 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)...**11月は、所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日~15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。
- 4. パート等の年間収入をチェック...**パートやアルバイト等においては、所得税法上の扶養親族の範囲(年間給与収入103万円以内)等で働いていることが多くあります。そのため、年末になってこのまま勤務するとその収入の範囲を超えてしまうといつて、急に休んでしまうことが懸念されます。今のうちから収入をチェックしておき、年末の忙しい時期になって「人手が足りない」と困ることがないように、調整しておきましょう。